

平成28年第9回 朝倉市農業委員会 会議録

1. 平成28年9月9日、午後1時30分に朝倉市朝倉支所大会議室において、第9回農業委員会を招集した。

2. 出席委員は36名

1 番 小林 敏生	20 番 羽野 勝己
2 番 松尾 彰	21 番 伊藤 猛
3 番 田中 諭	22 番 田子森 博美
4 番 山崎 信	23 番 櫻木 キクエ
5 番 後藤 干城	24 番 原田 俊昭
6 番 櫻木 和雄	25 番 石井 隆壽
7 番 井上 良夫	26 番 西川 幸男
8 番 窪山 茂隆	27 番 穴見 義夫
9 番 田中 眞知子	28 番 宮本 保孝
10 番 釜堀 豊	29 番 井手 峯勝
11 番 徳永 辰雄	30 番 大隈 弘子 (欠席)
12 番 高着 土良	31 番 森 洋
13 番 矢野 忠徳	32 番 和佐野 光晴
14 番 古川 ますみ	33 番 徳田 清則
15 番 田中 学	34 番 日吉 慶一
16 番 鶴川 昌洋	35 番 小嶋 嘉則
17 番 大山 源次	36 番 才田 正晴
18 番 樋口 博幸	37 番 森部 賢一
19 番 橋本 計	

3. 付議事項

- ・報告第 1 号 農地法第 18 条の規定による合意解約通知について
- ・報告第 2 号 農地法第 4 条の規定による届出について
- ・議案第 1 号 農用地利用集積計画（利用権の設定）について
- ・議案第 2 号 農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について
- ・議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- ・議案第 4 号 農地転用計画変更申請について
- ・議案第 5 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- ・議案第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- ・議案第 7 号 農用地利用集積計画（特例事業）について
- ・議案第 8 号 土地改良事業参加資格交替申出について
- ・議案第 9 号 朝倉市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準の設定について
- ・議案第 10 号 下限面積（別段の面積）の設定について

4. 本会議の議長	朝倉市農業委員会会長	森 部 賢 一
5. 本会議の書記	朝倉市農業委員会事務局	高 岩 浩 司
6. 本会議に出席した事務局職員	事務局長	石 橋 一 良
	係 長	高 岩 浩 司
	事務吏員	松 尾 康 年
	事務吏員	河 辺 義 弘

事務吏員 寺岡 滝 治

7. 本会議に出席した他課の職員

農業振興課 主任主査 内田 光 徳

(開会 13:30)

8. 議 事

- 議長 ただ今より、平成28年第9回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。
本日は、30番 大隈委員が欠席であります。従いまして、ただ今の出席委員は36名であります。よって委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。
それでは、議案等の審議に入りますが、本日の議事録署名人に29番 井手委員、31番 森委員を指名いたしますので、よろしくお願ひします。
- 議長 それでは、報告第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。事務局。
事務局 (河辺) 1頁をお願いします。3頁まで計13件ございます。議案朗読をもって説明。
議長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番から報告番号13番までについて、質問や意見はありませんか。
全委員 質問、意見なし。
- 議長 次に、報告第2号「農地法第4条の規定による届出について」事務局の説明を求めます。事務局。
事務局 (松尾) 4頁をお願いします。2件ございます。議案朗読をもって説明。
議長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番について、担当委員の報告を求めます。16番 鶴川委員。
16番 (鶴川委員) 番号1番について説明します。理由は、耕作の利便性を高めるため、農業用倉庫を建築するものです。何ら問題はないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。
議長 担当委員の報告は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。
全委員 質問、意見なし。
- 議長 次に、報告番号2番について、担当委員の報告を求めます。32番 和佐野委員。
32番 (和佐野委員) 報告番号2番について説明します。理由は、耕作の利便性を高めるため、農業用倉庫を建築するものです。ご審議方よろしくお願ひします。
議長 担当委員の報告は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。
議長 次に、議案第1号「農用地利用集積計画(利用権の設定)について」を議題とします。事務局の説明を求めます。事務局。
事務局 (河辺) 5頁をお願いします。議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願ひします。
議長 事務局の説明は終わりました。本日は、農業振興課の担当者が出席しておりますので、説明を求めます。
担当者 (内田) 詳細について説明。この計画については、申請者全員について確認しましたが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件は満たしていると判断いたしております。ご審議方よろしくお願ひいたします。
- 議長 事務局及び担当者の説明が終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議長 異議がないようですので、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議長 賛成多数と認め、議案第1号は承認いたします。
議長 次に、議案第2号「農地移動適正化あっせん申し出(売渡)について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けて説明をお願いします。事務局。
事務局 (寺岡) 8頁をお願いします。議案第1号「農地移動適正化あっせん申し出(売渡)について」及び審議番号1番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番について、あっせん委員の選任が必要です。担当委員は2番松尾員です。あっせん委員の推薦をお願いします。

2 番 (松尾委員) 2 4 番原田委員と 3 2 番和佐野委員にお願いしたいと思います。

議 長 2 4 番原田委員よろしいですか。

2 4 番 (原田委員) はい、了解いたしました。

議 長 3 2 番和佐野委員よろしいですか。

3 2 番 (和佐野委員) はい、了解いたしました。

議 長 それでは、審議番号 1 番のあっせん委員に 2 番松尾委員、2 4 番原田委員、3 2 番和佐野委員を選任します。よろしく申し上げます。

事務局 次に、審議番号 2 番について、事務局の説明を求めます。事務局。

(寺岡) 審議番号 2 番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号 2 番について、あっせん委員の選任が必要です。担当委員は 1 0 番釜堀委員です。あっせん委員の推薦をお願いします。

1 0 番 (釜堀委員) 7 番井上委員と 2 2 番田子森委員にお願いしたいと思います。

議 長 7 番井上委員よろしいですか。

7 番 (井上委員) はい、了解いたしました。

議 長 2 2 番田子森委員よろしいですか。

2 2 番 (田子森委員) はい、了解いたしました。

議 長 それでは、審議番号 2 番のあっせん委員に 1 0 番釜堀委員、7 番井上委員、2 2 番田子森委員を選任します。よろしく申し上げます。

事務局 次に、審議番号 3 番について、事務局の説明を求めます。事務局。

(寺岡) 審議番号 3 番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号 3 番について、あっせん委員の選任が必要です。担当委員は 1 8 番樋口委員です。あっせん委員の推薦をお願いします。

1 8 番 (樋口委員) 1 9 番橋本委員にお願いしたいと思います。

議 長 1 9 番橋本委員よろしいですか。

1 9 番 (橋本委員) はい、了解いたしました。

議 長 それでは、審議番号 3 番のあっせん委員に 1 8 番樋口委員、1 9 番橋本委員を選任します。よろしく申し上げます。

事務局 次に、審議番号 4 番について、事務局の説明を求めます。事務局。

(寺岡) 審議番号 4 番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号 4 番について、あっせん委員の選任が必要です。担当委員は 2 6 番西川委員です。あっせん委員の推薦をお願いします。

2 6 番 (西川委員) 1 6 番鶴川委員と 1 1 番徳永委員にお願いしたいと思います。

議 長 1 6 番鶴川委員よろしいですか。

1 6 番 (鶴川委員) はい、了解いたしました。

議 長 1 1 番徳永委員よろしいですか。

1 1 番 (徳永委員) はい、了解いたしました。

議 長 それでは、審議番号 4 番のあっせん委員に 2 6 番西川委員、1 1 番徳永委員、1 6 番鶴川委員を選任します。よろしく申し上げます。

事務局 次に、議案第 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。なお、この案件は、農業委員会許可処分であります。事務局の説明を求めます。事務局。

(河辺) 9 頁をお願いします。議案朗読をもって説明。1 0 頁まで 4 件ございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号 1 番について、担当委員の説明を求めます。2 番松尾委員をお願いします。

2 番 (松尾委員) 審議番号 1 番について説明します。理由は、相手方の要望と譲渡人の規模縮小によるものです。農地法第 3 条第 2 項には該当いたしません。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号 1 番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号 1 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めま

す。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は許可といたします。
34番 次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。27番穴見委員お願いします。
（日吉委員）審議番号2番について説明します。
理由は、相手方の要望と譲渡人の離農によるものです。何ら問題はないと思います。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。
議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、審議番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は許可といたします。
次に、審議番号3番ですが、〇〇番〇〇委員が関係いたしますので審議が終わるまで退室をお願いいたします。それでは担当委員の説明を求めます。14番古川委員。
14番 （古川委員）審議番号3番について説明します。理由は、相手方の要望と譲渡人の労力不足のためであります。何ら問題はないと思います。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。
議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号3番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、審議番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は許可といたします。審議が終わりましたので〇〇番〇〇委員の入室をお願いいたします。
21番 次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。21番伊藤委員。
（伊藤委員）審議番号4番について説明します。理由は、相手方の要望と譲渡人の労力不足によるものであります。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしくお願いします。
議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号4番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、審議番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号4番は許可といたします。
事務局 ここで、議案第4号、第5号、第6号の審議に入ります前に、現地のビデオを放映します。
（松尾）議案第4号、第5号及び第6号について現地ビデオを上映しながら、現地の状況、概要等説明。
議 長 〈事務局 説明終了後〉
それでは、議案第4号「農地転用計画変更申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
事務局 （松尾）11頁をお願いいたします。議案朗読をもって説明。
議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。36番委員。
36番 （才田）転用許可後に申請人が死亡した場合、その許可はどうなるのか。
事務局 （松尾）許可されていますので、土地の相続人からの計画変更申請となっております。
議 長 18番委員。
18番 （樋口）審議番号1番については、許可より相当年数が経過しているが問題はないのか
事務局 （松尾）現在は、転用許可後に年1回、進捗状況調査を行っております。
議 長 他に質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。次に審議番号2番について事務局の説明を求めます。

事務局 (松尾) 議案朗読をもって説明。
議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。
議 長 ここで、休憩といたします。

〈 休憩 14:25～14:40 〉

議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。お知らせいたします、24番委員より休憩中に早退の申し出がありましたのでお知らせいたします。尚、休憩後の出席人数は35名となります。それでは、議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 (松尾) 12頁をお願いします。議案朗読をもって説明。2件ございます。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。8番窪山委員。

8 番 (窪山委員) 審議番号1番について説明します。理由は、アパート経営による家賃収入を得るため、集合住宅を建築するものです。生活排水は来年3月に設置される公共下水へ処理します。都市計画用途地域内、第3種農地です。何ら問題はないと思います。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。
次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。3番田中委員。

3 番 (田中委員) 審議番号2番について説明します。自宅敷地が手狭なため、自宅斜め向かいに車庫を建築するものです。農用地区域外、第1種農地です。何ら問題はないと思います。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 担当委員の説明が終わりました。それでは、審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。13頁をお願いします。議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 (松尾) 13頁をお願いします。議案朗読をもって説明。8件ございます。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。28番宮本委員。

28 番 (宮本委員) 審議番号1番について説明します。現在、社宅住まいのため、自己用住宅を建築するものです。汚水は公共下水へ雨水は既設側溝へ流す計画です。農地区分第2種農地で農用地区域外の農地です。何ら問題はないと思います。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。
次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。12番高着委員。

12番 (高着委員) 審議番号2番について説明します。最初の申請は面積要件により大臣許可案件でしたが今回、敷地拡張にて朝倉市農業委員会に申請がされているものです。転用面積が大きいため排水については、下流域集落の水利委員さんと協議され排水対策をとられているとの事でした。農地法の運用について10ha以上の一団の農地(敷地拡張)に該当、農用地区域外、第1種農地になっています。問題はないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明が終わりました。審議番号2番について、質問や意見はありませんか。18番委員。

18番 (樋口委員) 1種農地で転用ができるのは何故でしょうか。
事務局 (松尾) 1種農地であっても既存敷地の拡張という事で1/2以内であれば特例として転用ができるものとなっております。

議 長 他に質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。
次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。5番後藤委員。

5番 (後藤委員) 審議番号3番について説明します。転用目的モデルハウス兼建売住宅、転用内容は営業強化のためモデルハウスとして建築・利用後、建売住宅として販売するものです排水は公共下水に流されるそうです。用途地域が定められている農地に該当。都市計画用途地域内、第3種農地です。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明が終わりました。審議番号3番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。
次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。8番窪山委員。

8番 (窪山委員) 審議番号4番について説明します。宅地分譲となっています、申請地周辺は宅地化が進み、交通の便も良いため、住宅分譲用地とするものです。生活排水は公共下水に流される計画です。用途地域が定められている農地に該当。都市計画用途地域内、第3種農地です。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明が終わりました。審議番号4番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号4番は承認といたします。
次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。2番松尾委員。

2番 (松尾委員) 審議番号5番について説明します。現在、借家住まいのため、父の土地を借りて自己用住宅を建築するものです。汚水は合併浄化槽にて処理、雨水は、既存の道路側溝に流します。問題はないと思います。審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明が終わりました。審議番号5番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、審議番号5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員
議 長 賛成の挙手。
賛成多数と認め、審議番号5番は承認いたします。

10番 次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。10番釜堀委員。
(釜堀委員) 審議番号6番について説明します。露天資材置場への転用であり、内容については近隣にある既存の資材置場が手狭なため、新たな資材置場を整備するものです。雨水排水については既存の側溝へ流すという事です農地法の運用は用途地域が定められている農地に該当、第3種農地です。何ら問題はないと思います。

議 長 担当委員の説明が終わりました。審議番号6番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、審議番号6番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員
議 長 賛成の挙手。
賛成多数と認め、審議番号6番は承認いたします。

7番 次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。7番井上委員。
(井上委員) 転用目的は自己用一般住宅です。内容は、借家住まいのため、父の土地を借りて自己用住宅を建築するものです。生活排水は合併処理浄化槽により処理。地元区会長や水利委員さんの同意を得られてあります。農用地区域外の第1種農地、集落接続に該当します。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明が終わりました。審議番号7番について、質問や意見はありませんか。
議 長 他に審議番号7番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、審議番号7番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

委 員
議 長 賛成の挙手。
賛成多数と認め、審議番号7番は承認いたします。

11番 次に、審議番号8番について、担当委員の説明を求めます。11番徳永委員。
(徳永委員) 転用目的は自己用一般住宅。現在、実家住まいですが7人家族で手狭なため、父の土地を譲り受けて自己用住宅を建築するものです。生活排水については公共下水、雨水については自己農地にて処理します。農用地区域外の第1種農地、集落接続に該当します。ご審議方よろしくお願ひします。
17頁をお願いします。議案第7号「農用地利用集積計画(特例事業関係)について」を議題とします。事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けてお願いします。事務局。

事務局
議 長 (寺岡) 17頁をお願いします。議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願ひします。事務局の説明は終わりました。審議番号1番について、あっせん委員の補足説明を求めますが、私もあっせん委員となっておりますので、議長を36番才田副会長と交代いたします。

議 長 (才田副会長) 議長を交代いたしました。それでは、審議番号1番について、あっせん委員の補足説明を求めます。9番田中委員。

9番
議 長 (田中委員) ありません。
37番 (才田副会長) 37番森部委員。
議 長 (森部委員) ありません。
全委員 (才田副会長) 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
議 長 異議なし。
(才田副会長) 異議がないようですので、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員
議 長 賛成の挙手。
(才田副会長) 賛成多数と認め、審議番号1番は承認いたします。ここで、議長を森部会長と交代いたします。

議 長 それでは、議案第8号「土地改良事業参加資格交替申出について」を議題とします。事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 (河辺) 18頁をお願いします。議案朗読をもって説明。18頁から19頁まで5件でございますが、〇〇地区は場整備事業の参加にあたり、資格者が所有者である必要があるため、資格交替の申し出となっております。又、今回の関係土地改良区は1団体となっております

議 長 　　ので一括にてご審議方よろしく申し上げます。
事務局の説明は終わりました。議案第 8 号について、一括審議という事でご異議ございませんか。

全委員 　　異議なし。

議 長 　　それでは、本件について質問や意見はありませんか。

全委員 　　異議なし。

議 長 　　異議がないようですので、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 　　賛成の挙手。

議 長 　　賛成多数と認め、議案第 8 号は承認いたします。次に、議案第 9 号「朝倉市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準の設定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 　　（高岩係長） 20 頁をお願いします。議案朗読を持って説明。先月の委員会の折、協議会にてご協議いただいたものでございます。基準については、先月お配りしました資料となっております。

議 長 　　それでは、本件について質問や意見はありませんか。

全委員 　　異議なし。

議 長 　　異議がないようですので、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 　　賛成の挙手。

議 長 　　賛成多数と認め、議案第 9 号は承認いたします。次に 21 頁、議案第 10 号「下限面積（別段の面積）の設定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 　　（高岩係長） 議案朗読を持って説明。

議 長 　　それでは、本件について質問や意見はありませんか。

全委員 　　異議なし。

議 長 　　異議がないようですので、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 　　賛成の挙手。

議 長 　　賛成多数と認め、議案第 9 号は承認いたします。以上をもちまして、本日の議案は、すべて終了いたしました。これで審議を終わります。

（会議終了時刻 15：31）